

28監第10号
平成28年6月16日

請求人

様

大町市監査委員 山下 好隆
小林 治男

大町市職員措置請求に係わる監査結果通知書

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された大町市職員措置請求について、同条第4項の規定により、下記のとおり監査結果を通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

- (1) 住 所 大町市美麻
氏 名
- (2) 住 所 大町市大町
氏 名

2 請求書の提出

平成28年4月18日付大町市職員措置請求書は、事実を証する書面を添え、請求人により直接提出され、同日付でこれを受け付けた。

第2 請求書の受理

請求書は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認められたため、平成28年4月21日付で受理した。

第3 請求の要旨（請求書原文のとおり）

牛越市長は、平成27年5月21日以降11月8日までの間に芸術祭の企画、運営を北川会長に対し委任、または委託し、その費用として開催経費やディレクターフィーを大町市が負担することを確認したが、牛越市長は北川会長らとの間で、地方自治法232条の3に規定する大町市の支出の原因となるべき契約その他の行為、すなわち支出負担行為をしていない。

一方、牛越市長は、平成27年11月25日に信濃大町食とアートの廻廊実行委員会（以下「実行委員会」という。）に800万円を支払った。しかし牛越市

長は、実行委員会委員長牛越徹（以下「牛越実行委員長」という。）との間でも支出負担行為をしていない。

したがって牛越市長は、債権者のためでなければ支出することができないことを定めた地方自治法232条の5に違反して公金の支出を命じ支出させた。

この違法不当な財務会計行為により大町市は800万円の損害を被ったが、これは上記牛越市長の不法行為によるものであるから、牛越市長に800万円の損害賠償をさせるよう求める。

また牛越実行委員長は、平成28年度においても大町市に対し1億1000万円の負担金を請求するようであるが、これも支出負担行為がない違法不当な公金の支出に当たり、実行されると大町市は多額の損害を被ることは明らかである。

よって、上記違法不当な公金の支出を差し止めるよう必要な措置を講ずることを求める。

請求の要旨に添付された事実を証する書面は、事実証明書（1）から（8）であり、その書面の内容については記載を省略した。

第4 監査の実施

本件請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成28年4月25日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。

なお、事実証明書等の追加提出は無かった。

2 関係人の調査及び帳票、書類その他の記録の提出

(1) 関係人の調査

監査のために必要があると認めたため、大町市長、勝野総務部長、市河総務部まちづくり交流課参事、橋井教育委員会生涯学習課文化会館館長、及び株式会社アートフロントギャラリー代表取締役北川 フラム氏に出頭を求めて行った。

(2) 帳票、書類その他の記録の提出

監査のために必要と認めたため、平成28年4月21日、市長に対して帳簿、書類その他の記録について提出を求めた。

なお、不足する書類等については、その都度、総務部まちづくり交流課へ請求し提出を求めた。

3 学識経験を有する者からの意見聴取

竹内法律事務所竹内永浩弁護士より意見を聴いた。

4 監査対象

本件請求の趣旨等を勘案し、請求書及び提出された事実証明書に記載、陳述人の主張等を総合的に判断し、次の事項を監査対象とした。

- (1) 平成27年6月23日の庁議で、「信濃大町食とアートの廻廊」を選定した行為が、公正かつ透明性が確保された手続きを経ず独断で行われ、地方自治法第232条の3「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とする規定に違反した行為に当たるか、平成27年6月24日から11月8日までの間において北川フラム氏と交渉してきた一連の行為が、同条の規定に違反した行為に当たるかについて監査対象とした。
- (2) 平成27年11月25日に「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」に支払った800万円が、地方自治法第232条の5に規定する「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」とする規定に違反した公金の支出に当たるかについて監査対象とした。

5 暫定的停止勧告

請求人は、実行委員会が平成28年において大町市に対し請求するようである負担金1億1000万円について、違法不当な公金の支出となるので差し止めるよう求めている。

地方自治法第242条第3項は、同条第1項の規定により請求があった場合において、当該行為が違法であると思慮するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害する恐れがないと認めるとき、監査委員は、当該地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対して、理由を付して同条第4項の手続きが完了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告することができる旨の規定である。

この監査委員の暫定的な停止勧告の制度は、監査の結果が確定する以前の暫定的な措置であり、監査の手続きが終了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告できるとするものであり、当該行為が違法であると思慮するに足りる相当の理由について、客観的、合理的な具体的証拠に基づいて請求人により疎明されることが必要である。しかしながら、請求人からそのような提示はなく、当該行為の違法性について監査委員の監査により監査委員自らが判断せざるを得ないものであり、直ちにその判断を行うことはできない。

平成28年度の負担金1億1000万円は、平成28年3月開催の定例市議会において、平成27年度一般会計補正予算（国際芸術祭「食とアートの廻廊」実行委

員会負担金)として60,000千円、平成28年度一般会計予算(国際芸術祭「食とアートの廻廊」実行委員会負担金)として50,000千円が付議され、共に正しい手続きで歳出予算として議決されており、今後、大町市財務規則に則って負担金の予算執行として支出負担行為等の手続きが取られていくものである。また、財源見通しも提示されており、当該行為により市に生ずる回復の困難な損害を避けるため、緊急の必要がある場合に該当するものとも認められない。

よって、地方自治法第242条第3項の場合には該当しないものと判断し、平成28年4月25日、暫定的停止勧告を行わないことを決定した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

本請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員の事情聴取に基づき、次の事実を確認した。

- (1) 平成27年5月21日、市役所議会棟において、「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会(代表佐藤悟)」のアートディレクター北川フラム氏らを招いて市幹部職員に対するプレゼンテーションが行われた。
- (2) 平成27年6月23日、庁議において『「信濃大町食とアートの廻廊事業」の支援について』が付議され、市として支援していくことの基本方向や考え方が確認された。
- (3) 平成27年6月24日、芸術文化振興係長橋井弘治が上京し、(株)アートフロントギャラリーにおいて、北川フラム氏と打合せを行った。
- (4) 平成27年9月開催の定例市議会において、「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」に対する負担金として800万円が歳出予算として提案され議決された。
- (5) 平成27年10月12日、市長、企画財政課長ほか上京し、(株)アートフロントギャラリーにおいて、北川フラム氏らと芸術祭開催に関する基本的な事項について打合せ会を行った。
- (6) 平成27年11月8日、午前10時30分より大町商工会館において「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」の臨時総会が開かれ、牛越徹大町市長が実行委員長に就任した。
同日、午後2時からサン・アルプスにおいて実行委員会と北川フラム氏との打合せ会がもたれた。出席者は北川フラム氏と実行委員会側からは、牛越実行委員長、橋井実行委員会事務局長、鈴木実行委員会事務局次長の3名である。芸術祭の名称や開催期間、ディレクターフィー等について打合せがなされたが、これは実行委員会としての打合せである。
- (7) 平成27年11月8日、実行委員会から大町市長宛に負担金の納入依頼と請求書が提出され、これを受理している。
- (8) 平成27年11月25日、「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会(代表牛越徹)」に対して、請求に基づき800万円を負担金として支払った。

- (9) 平成28年3月の定例市議会において、「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」に対する「負担金」として、平成27年度の一般会計補正予算として60,000千円、平成28年度の一般会計予算として50,000千円の合計1億1000万円が歳出予算として提案され議決された。

2 監査委員の判断

- (1) 「NPO法人ぐるったネットワーク大町（代表佐藤悟）」は、平成22年に設立され、地域に暮らす人々がさらに元気になるような様々な活動を展開してきた。

平成26年には、大町ブランドイメージを市民で独創して発信したいと考え、著名なアートディレクターである北川フラム氏をアドバイザーに迎え、フラム塾として勉強会を重ねる中、土地固有の生活文化を表現する「食」と、地域の魅力を再発見する「アート」の力を活用したまちづくり芸術祭「食とアートの廻廊」を企画し、2017年の本開催に向けて活動を始めた。幅広く市民の参加を求めていくため実行委員会（実行委員長佐藤悟）を立ち上げ、大町まちづくり協議会をはじめ市観光協会、原始感覚美術祭実行委員会、創舎わちがい等多くの団体、市民の参画を得て、「信濃大町 2014 食とアートの廻廊」として、県の元気づくり支援金4,222千円や市のきらり輝く協働のまちづくり事業助成金1,425千円等を活用して平成26年8月に16日間にわたって実行された。

一方、市においては第4次総合計画後期5カ年計画において、芸術や文化の振興による地域の活性化を重要施策と位置付け、信濃大町冬期芸術大学等を進めていたが、前述の市民・民間団体が自主的に立ち上げ取組んでいる「信濃大町食とアートの廻廊」事業が、市の施策と合致するものであることから、平成27年5月21日、イベントの目的や考え方、方法、成果等について内容を知るべくプレゼンテーションの機会を設けた。実行委員会からは北川フラム氏等3名が来庁し、市側からは市長、総務部長、企画財政課長、教育次長等7名が参加し意見交換が行われた。

この意見交換の結果等を踏まえ、市としてこの実行委員会の活動を積極的に支援していくとの方針を固め、6月23日開催の庁議に「信濃大町食とアートの廻廊開催支援について」として付議した。同時に、大町市におけるAIR（アートインレジデンス）事業についてや大地の芸術祭「越後妻有アートトリエンナーレ2015」の見学会についても併せて付議し検討された。

付議資料に示された主な事項は、『実行委員会が目指してきた土地固有の「食」と、「アート」の力を活用して北アルプスの地域資源を世界へ発信すること』を目的に、「北川フラム氏を総合ディレクターとして、3年に一度のトリエンナーレとし、平成29年度に開催する」、「実行委員会を組織強化し全庁で支援していく」、「平成29年開催に向け基金積立て等予算措置を検討していく」等々である。会議録からはどこまでのことが決定されたのかははっきりしないが、一字一句は別として、この基本方針に沿って、関係機関と所要の調整を図りながら、全庁挙げて実行委員会を支援していくことを庁議（市行政の基本方針や重要施策を審議する

内部での最高意思決定機関)として確認したものである。

以上のような経過を経て「信濃大町食とアートの廻廊事業実行委員会」の支援の方向が決定されたものであり、芸術祭をゼロベースから企画し、公募により業者を選定していくような経過のものではなく、市民・民間団体が自主的に積上げてきた実績、アートディレクター北川フラム氏を軸に蓄積してきたノウハウや人的資源等をもっている「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」に対して、市として本格的に参画し、財政面や取組体制等を積極的に支援し芸術文化の振興を図ろうとしたものである。他にこのような取組みをしてノウハウを蓄積してきている団体等はなく「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」を支援する団体とて決定したことには合理的な理由がある。

北川フラム氏は、2014年から「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」のアドバイザー(アートディレクター)に就任しており、市としてそのことを確認したものであって、新たに委任、委託等を行うこととしたものではなく、手続上に違法不当はない。

なお、実行委員会において所要の手続きが進められていくものであるが、特定の者でなければ役務を提供することができないものであり、地方自治法施行令第167条の第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)において随意契約が認められているものでもある。

(2) 平成27年6月24日に橋井芸術文化振興係長が、北川フラム氏が経営する(株)アートフロントギャラリーを訪ね打ち合わせをしたことについて検証する。

この打合せは、前日に開かれた庁議の結果を踏まえ、芸術祭について行政としてどのように係っていったらよいのかについて、北川フラム氏からアドバイスを受けるためのものであり、帯同者は実行委員会の佐藤壮生氏である。橋井係長の作成した復命書において、「開発経費は2億5千万円程度必要とか、ディレクターフィーは1,900万円かどうか、パスポート収入は2,000万円の見込みかどうか」等の記載があるが、いずれも北川フラム氏の要望や意向が示されたものであり、市側としての具体的な発言等は何も述べてはおらず、準備行為と言えるものではない。

次に、平成27年10月12日の(株)アートフロントギャラリーでの打合せについて検証する。市側の出席者は市長、市河企画財政課長、久保田秘書係長の3名、実行委員会からは佐藤壮生、鈴木幸佳の両氏、(株)アートフロントギャラリー側の出席者は北川フラム氏と平尾智氏の2名である。市河企画財政課長が作成した復命書によると、「芸術祭の事業規模は2億円程度とすることで合意した、資金調達の考え方として市の負担を7千万円から1億円程度としたい、ふるさと納税や公的助成金、民間企業助成金、企業等の寄付を積極的に活用して財源確保を図るとともに入場料収入として4千万円見込む。また、北川フラム氏のディレクター就任経費については3年間で2,000万円から3,000万円程度とすることや、招聘アーティストへの制作経費の支払い方法、大町らしさの表現方策、

誘客宣伝やボランティア確保、市民説明等々」芸術祭の開催に関する基本的な事項について幅広く話し合いがなされたことが記されている。関係人聴取の結果、一字一句の表現は別としてほぼこのような内容だったことを確認した。

事業規模を2億円程度とすることや市の負担の限度を7千万円から1億円以内とする等財政負担に係わる事項について具体的なことが話し合われているが、これは市として実行委員会を主体的に支援していくにあたって、協議しておかなければならない基本的な事柄について、事前の調整として協議をしたものと見るのが妥当である。市長としては、市としての係わり方や、財政的な支援の中味についてある程度具体的なものを詰めて議会へ提示することが必要であり、そのための事前の調整である。市においては他の事業においても、内部に専門家が揃っていないこともあって、事前に専門家や専門的な団体にアドバイスを求めたり、見積書を徴求する等して事業内容や予算規模等を固めていくための事前の調整は随所で行われている手続きである。

一方、協議の相手方である(株)アートフロントギャラリーの北川フラム氏は、関係人聴取に対して「10月12日に市長との間で芸術祭をやるとした場合の可能性について様々な話し合いをしたが、金額的なことなどで何か約束した等との認識は全く持っていないし、行政との係わりのある仕事をいくつもしており、議会の議決がなければ何もできないことは十分に承知している」と述べている。

請求人は、芸術祭開催に係わる債務その他の義務の負担を口約束したにも関わらず、地方自治法第232条の3に規定する支出負担行為をしていないことを違法不当と主張しているが、上記のとおり契約と呼べるような約束事等は何もなく、あくまで事前調整の協議段階での発言であり、支出負担行為をする時点にはない。

- (3) 平成27年11月25日に「信濃大町食とアートの廻廊実行委員会」に800万円を支払ったことの違法不当について検証する。

地方自治法第232条の3において、『地方公共団体の「支出負担行為」は法令又は予算の定めるところに従いこれをしなければならない』とされている。「支出負担行為」とは、普通地方公共団体が支払の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、支出原因発生の経理上の時点を定めるもので、工事の請負契約又は物品の購入契約のような債務負担をする行為、補助金等の交付決定のような公法上の債務の負担を決定する行為をいい、これらの行為は全て予算に基づいて行われなければならないとされている。

まず、11月25日に支払った800万円が歳出予算に基づいて行われていたかについて検証する。平成27年9月1日開会の定例市議会において、議案第45号、平成27年度大町市一般会計補正予算(第3号)において、文化芸術振興費(食とアートの廻廊実行委員会負担金800万円)として歳出予算に計上し、9月25日に原案どおり議決されている。

次に、手続きが法令(大町市財務規則)に則って行われているかについて検証する。「負担金」の支出については、大町市財務規則第60条(支出負担行為の決

定)において、予算執行者は支出負担行為をしようとするときは、その内容を明らかにした支出負担行為決定票(様式第59号)を作成し、別表第3中の4に掲げる帳票類(負担金においては請求書)を添え、同表中の1に定める額(負担金においては請求のあった額)について同表中の2に定める時期(負担金においては請求のあったとき)に決定しなければならないとされている。

平成27年11月8日付で、実行委員長名で大町市長宛に「平成27年度信濃大町食とアートの廻廊実行委員会負担金納入について」の依頼文と、金8,000,000円の請求書が提出され、これを受理している。これを受けて同日を支出負担行為日とする「支出負担行為兼支出命令票」を11月11日付で起票、請求書を添付して所定の稟議が行われ、大町市事務専決規程に基づき副市長により支出負担行為の決定がなされている。この決定を受けて総務部長により会計管理者に対して支出命令が行われ、会計管理者において支出命令が違法又は不当でないことを確認し、11月25日に請求人の口座に支払われている。

負担金の処理に係る会計上の手続きは大町市財務規則の定めに基づいて適正に処理されているものと認められ違法不当はない。

次に、負担金800万円について実行委員会においてどのような根拠に基づいて積算し、市の負担額が決定されたのか、その請求を受けて市として負担の必要性や金額の妥当性についてどのように検討したかについて検証する。

提出された資料によると、実行委員会は7月28日、11月8日、1月16日、2月20日及び、3月28日と開催されているが、負担金として800万円を市に要請することについて検討したのは11月8日の実行委員会である。市において補正予算として審議し議決したのは9月の定例議会であり、この段階ではまだ実行委員会において市に負担金として800万円を要請することを審議し決定していない。

また、9月議会に付議するための補正予算要求において、根拠として示されている資料は、「アートフロントギャラリー基本計画策定費5,000千円、アーティスト視察経費(100千円×10人)1,000千円、水の住処修繕費用400千円、事務局人件費(ぐるった委託費用)1,200千円、事務経費(視察等事務局経費)400千円」と記載されたもののみで、これらを裏付ける計画策定費や修繕費の見積書、視察単価や人数の内訳、NPO法人ぐるったネットワーク大町へ委託する中味や委託料の積算根拠等の資料がなにもない。市として支援してことを決定としている事項とはいえ、実行委員会として審議し決定していない段階で、しかもこの資料だけで負担金8,000千円の必要性や、妥当性を判断したのであれば、地方財政法第3条「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」の定めや大町市財務規則に基づいて定める予算編成方針(予算編成要領)により通常実施している予算査定の手続きに照らして、適切なものであったとは言えない。

また、重要政策と位置付けた芸術祭に関する初めての予算措置の議案であり、

9月議会には議会基本条例第16条に基づいて、予算の補足説明資料としての「政策等形成過程説明資料」を提出しておいた方が妥当であったのではないかと。

このような経過であったことから、実行委員会において実際にどのように使われているかについても検証することが必要と判断し、実行委員会より関係資料の追加提出を求め、確認するとともに、現地確認も実施した。

- ① アートフロントギャラリーへの委託費（基本計画策定費）5,000千円は、平成27年12月10日付で仕様書に基づく見積書を徴求し、それに基づいて同12月15日付で実行委員会と（株）アートフロントギャラリーとの間で「平成27年度国際芸術祭「信濃大町 食とアートの廻廊」基本計画策定業務委託契約書」を締結している。平成28年3月25日に（株）アートフロントギャラリーから基本計画書と業務完了報告書及び請求書が提出され、同日実行委員会総務部会長によって完了検査が行われ、平成28年3月29日に（株）アートフロントギャラリーに委託料として5,000千円が支払われている。
- ② コンテンツ維持費（水の住処維持補修費）400千円は、（株）創舎わちがいが管理しアート作品「水の住処」を展示している施設の修繕工事に要した経費830千円の一部負担として、平成28年3月24日に（株）創舎わちがいに330千円が支払われている。残りの工事代金500千円は小規模事業者維持化補助金（大町商工会議所が窓口）を活用したとのことである。
- ③ アーティスト招聘費（招聘アーティスト視察費用100千円×10人）1,000千円は、業務が遅れたため招聘アーティストがなかったことから支出が発生していない。予算残については、負担金の申請時には予算項目としてはなかったシンポジウム開催費用等に流用して900千円余が支出されている。
- ④ 事務局費1,600千円のうちの人件費（NPO法人ぐるったネットワーク大町への委託費用）1,200千円は、平成27年11月9日付で実行委員会とNPO法人ぐるったネットワーク大町との間で、業務委託契約書を締結している。

委託した業務は、食とアートの廻廊事業の事務局業務の一部で、契約期間は平成27年11月から平成28年3月までの5か月間、委託料は1,000千円である。勤務時間は月100時間とし、月額200千円とするとの定めで、月末に提出される業務経過報告書に基づいて毎月200千円、5か月間で合計1,000千円が支払われている。

また、平成27年12月に新たに合同会社ロデックジャパンより派遣社員1名を雇用し、担当業務はホームページの作成やメンテナンスで、雇用期間は平成28年3月までの4か月間、勤務時間は月50時間とし、月額75千円とするとの条件で、業務経過報告書に基づいて毎月75千円、4か月間で合計300千円が支払われている。人件費としては合計1,300千円が支出されている。

事務局経費400千円は事務局の出張旅費や事務用品等の費用で280千円余が支払われている。

⑤ 3月末の残高は、145千円余となっている。

他の項目への予算流用の手続きや委託金額等の妥当性の検証が十分だったか、作品や施設の維持管理、有効活用等はどうするのか等いくつか課題はあるものの、概ね負担金申請の主旨に沿って使われていることを確認した。

以上、800万円の負担金支出について、各面から検証したが、負担金の取り扱いとして適切であったとは言い難い部分もあるが、大町市財務規則をはじめ地方自治法や地方財政法の定めに抵触するような違法不当と言えるようなものはない。平成27年9月議会において正式に議決され、前述のとおり11月8日の実行委員会において予算として機関決定され、それに基づいて市に負担金の請求書の提出となり、これを受けて11月11日に支出負担行為をなし、11月25日に支払ったもので、実行委員会を正規の債権者として支出命令をしたことに違法性はなく、請求人の主張するような地方自治法第232条の5に違反した公金の支出には当たらない。

よって、不法行為によるものであるから牛越市長に損害賠償をさせるようにとの主張に理由はない。

(4) 平成28年度における1億1000万円の負担金支出の差し止めを求めることについて検証する。

平成28年度に実行委員会から請求がなされるであろうとする1億1千万円は、平成28年1月16日及び、同2月20日開催の実行委員会において検討が行われ、総事業費（予定、平成28年度から29年度）を200,000千円とし、財源として国／県助成金等60,000千円、入場料40,000千円、ふるさと寄付金40,000千円、大町市60,000千円とするとの骨格が決定された。3月28日には、実行委員会の総会が開催され、全体事業予算が正式決定されるとともに、平成28年度、29年度の各年度別予算も審議され、平成28年度の市の負担金（国県補助等を含む）が110,000千円と決定された。

市は、実行委員会のこのような動きを受け、平成28年3月定例市議会において実行委員会への負担金の歳出予算を提案し、平成27年度の一般会計補正予算として60,000千円、平成28年度一般会計予算として50,000千円の合計110,000千円が正式に議決された。財源見通しも併せて示され、国の補助金（地方創生加速化交付金）60,000千円、ふるさと応援基金25,000千円、一般財源25,000千円とされている。

これら一連の手続きに問題はなく、今後実行委員会から請求が出された段階において金額の妥当性等の検証が行われ、大町市財務規則に則って負担金としての支出負担行為の設定等の手続きが適正になされていく限り違法不当となるものではなく、また、このことによって市が多額な損害を被るとも考えられず、公金の支出を差し止めるようにとの請求には理由がない。

以上のことから、いずれの行為も請求人の主張には理由がなく棄却するものである。

監査委員の意見

本件措置請求については棄却と判断したが、監査において課題も見られたことから、地方自治法第199条10項の規定に基づき市長に対して次のとおり意見を提出する。

芸術祭を開催するにあたり採用した実行委員会方式は、行政だけでなく幅広く市民参加を得、民間のノウハウや資金、人材等を活用して機動的に事業ができることから、多くの自治体でこの方式を採用し、自治体が主体的な構成員となって「負担金」や、「補助金」を拠出して事業を進めている。

実行委員会は自治体とは別の組織であることから、地方自治法の経理手続き等の規制を受けないこともあって便宜性のよいものとなっているが、一方で多くの自治体において、財務会計上の課題や問題点が提起されている。

「補助金」の場合は、補助金交付規則によって一定の手続きが定められているが、「負担金」の場合には、必ずしも明確でないこともあって、前述した積算根拠や金額の妥当性の問題、事務処理や会計手続きの規程の不備、残余財産の処理が不透明等様々な指摘がされている。

今回の芸術祭は、総事業費が2億円とされ、そのうち市の一般財源から60,000千円が負担金として拠出されることから市民の関心も高いものとなっている。

同様の芸術祭を開催している新潟県十日町市は単年度毎の予算で「補助金」扱い、千葉県市原市は債務負担行為を設定（複数年全体の限度額を設定）し、単年度毎の「補助金」扱いとしているとのことである。

「補助金」、「負担金」の区別は、法令上あるいは条例上必ずしも明確になっているわけではなくいずれでもよいが、実行委員会は、市長が実行委員会の委員長に就任し、事務局が市庁舎内に置かれ、市職員が中心となって進めていく組織となっていることから、市の財務規則に準じた会計処理を行い、市民への説明責任を果すとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるよう効率的かつ効果的な業務の執行に努められたい。